

仙台地方裁判所委員会(第40回)議事概要

1 開催日時

令和4年5月17日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

岩崎謙二、大森裕昭、岡田彩、小川直人、奥村秀定、小沼宗一、片野達也、加藤祐子、後藤裕輔、三瓶淳、館内比佐志、富塚リエ、圓尾佳則、宮川宏
(五十音順、敬称略)

(2) 庶務担当者

高橋事務局長、平塚事務局次長

(総務課)

萩生総務課長、石井総務課課長補佐

(民事部)

鈴木民事首席書記官、高林民事次席書記官

(仙台簡裁)

磯上庶務課長、中村主任書記官、佐藤裁判官

(3) ゲストスピーカー

仙台簡易裁判所民事調停委員 残間宏直

4 議事等

(1) 開会

(2) 委員の変動報告

前回委員会の後、遠藤伸子委員、佐藤央子委員及び中村今日子委員が退任し、片野達也委員、富塚リエ委員及び岩崎謙二委員が選任された旨を報告

(3) 前回委員会「裁判所における効果的な採用広報について」での意見を踏まえた取組の報告

ア 裁判所職員は、専門性を有する職業なので、専門性が高められたり、その専門性を生かしてキャリアアップができるという点をアピールしたらどうかという御意見を基に、業務説明会において、裁判所事務官編、裁判所書記官編と回を分けて、それぞれの具体的な職務内容をこれまで以上に詳しく説明した。

イ 法学部生以外でも、裁判所職員として、知識経験を十分に生かせる点をアピールしたらどうかという御意見を踏まえ、職員と学生の座談会のコーナーを設け、法学部出身以外の職員から、自らの経験談を具体的に紹介した。

ウ オンラインでの採用広報が効果的ではないかとの御意見に基づいて、オンラ

インで業務説明会と採用試験説明会を実施したところ、県外からの参加者が予想以上に多かった。

エ オンラインに参加する定員を増やしてはどうかという御意見を基に、参加者の質問はチャットで行うことを前提に定員を設定しない回を設けたところ、30人の参加となり、支障なく実施できた。

- (4) 議題「調停制度の広報について～調停制度100周年を迎えるに当たって～」
説明内容、残間調停委員の経験談及び意見交換の要旨は別紙のとおり

5 次回期日等

- (1) 次回期日 未定(追って調整する。)
- (2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

説明内容及び意見交換の要旨

第1 調停制度の概要説明

中村主任書記官から以下の点を説明。

- 1 民事調停制度は、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とした制度で、裁判官による判決で紛争を解決する訴訟制度と異なり、調停委員のあっせんにより、当事者間の紛争を話し合いにより解決を図る制度であること。
- 2 調停制度は、手続が簡易であり、実情に合った円満な解決ができ、費用が訴訟に比べ低廉であり、公開の法廷で行われる訴訟と異なり非公開で秘密が守られるといったメリット。
- 3 申し立てから始まり、期日での話し合いを経て調停成立等の手続終了に至るまでの調停手続の流れ。
- 4 仙台簡易裁判所におけるここ10年の新受件数の減少傾向及び調停成立率。
- 5 建築士、医師といった様々な専門知識を有する方や社会経験が豊富で市民感覚に優れた方が調停委員に選ばれていること。
- 6 訴訟事件を調停に付して、専門家調停委員から専門的知見による意見をもらいながら紛争解決ができる専門調停。

第2 調停委員による経験談の紹介等

残間調停委員から以下の内容を紹介及び説明。

- 1 賃貸人から賃借人に対する、賃借物件の不法改造及び用途外使用を理由に立ち退きを求める調停事件をにおいて、当事者双方の主張に隔たりが大きかったものの、調停委員が期日において当事者双方の話をじっくり聴き、話の内容を整理して、解決策の提案や説得を試みていたところ、調停委員の真摯な態度が当事者に伝わり、双方の実情に即した解決策を提案した結果、双方が納得して最終的に調停が成立した経験談を紹介。
- 2 調停委員は、よりよい解決を目指し、定期的に自主勉強会を実施し、知識・技能を向上すべく日々研さんに励んでいる。

第3 裁判所における広報の取組の説明

石井課長補佐から以下の点を説明及び紹介。

- 1 調停事件の新受件数が減少し続けている1つの要因が国民への周知不足にあると分析し、更なる広報が必要であること。
- 2 令和4年度における、調停制度100周年に関する広報活動の状況。

- 3 関係機関を訪問し、調停制度の説明をすることにより、関係機関との連携を深め、紛争を抱えた方に調停制度を知らせるきっかけづくり。

第4 意見交換

(◎委員長, ○委員, □説明者、△ゲストスピーカー)

1 説明方法の工夫について

- 先ほどの調停委員の経験談を聞いて、調停制度の利点をよく理解することができた。調停委員が直接、調停制度の利点や活動内容を生の声で広めることが調停制度の理解を深める有効な手段だと思った。
- ◎ これまで調停委員の活動を伝えてきたつもりであったが、うまく伝わっていなかったかもしれない。憲法週間行事の際に、元調停委員の声を河北新報に掲載していただいたが、このような活動を地道に続けて行く必要があると感じている。
- 調停制度は双方の主張を単純に足して二で割って解決するイメージがあったり、法人の場合は白黒をつける世界であるため、紛争解決の手段として調停を考えることはなかった。しかし、調停委員とともに妥協点を見つけて最終的に納得して解決に至った調停委員の経験談を聞いて、調停もいいものだと感じた。
- ◎ 人間関係を踏まえた解決であれば、調停がなじむのではないかと思う。
- 具体的な事例を基に説明を受けると、調停での解決が向いているということがよく理解できる。
- ◎ 一般的な説明と具体的な事例での説明とでは、イメージに違いが出ると思う。広報で個別事件を話すのは難しい点をどう工夫するかが大事であると考えている。
- 紛争が生じる前に、紛争解決方法を選択肢として認識してもらうことが重要であると思った。
- 専門的知識のある調停委員に話を整理してもらえるとという利点を広報で強調するのもよいのではないかと感じた。
- 調停委員には、医師、建築士等の専門家がおり、ここのサポートを受けられるし、訴訟ほど重くはないので、この点をアピールしたらどうか。
- 調停は柔軟な制度であると理解できたが、この点はあまり知られていないので、これをアピールしたらどうかと思う。
- 若い世代はネットトラブルが多く、ここのニーズを拾うことも考えられる。
- ◎ それぞれの相談機関がそれぞれの機関のことを知って適切な機関を紹介し合うことが大事だと思っている。

2 広報媒体について

- 調停委員を主人公としたドラマがあれば、調停制度をイメージしやすくなるのではないかと思った。
- 要点をまとめたパワーポイントでの動画を作成し、ユーチューブなどのSNSを利用して調停制度の発信をしたらどうか。
- ◎ 物事の本質を分かりやすく説明する工夫をする必要があると思った。
- 地震保険の申請サポート業者が「調査は無料」「罹災証明の手伝いをする」などと語ってサポート契約を結び、保険金が出た後に手数料として保険料の4割を請求されるという問題が、新聞で取り上げられたところ、多くの方から反響があり、テレビでも取り上げられたが、トラブルの対象者としては高齢者が多かったことから、新聞の方がより効果的であった。
- 宮城県では、今年県政150周年を迎え、SNSでPRを行っており、お金をかけずにできる。若年層はSNSの利用率が高い。インスタグラムは全世代で、フェイスブックは年配の方が利用し、ツイッターは若者がよく見ている上、拡散力が強く広がりが早い。このことから、費用対効果で考えるとSNSが広報に有効である。
- テレビを利用したものとしては、ドキュメンタリータッチで密着して仕事ぶりを伝えるというものがある。
- 調停制度については、一般にはあまり知られていない。調停になじむ事案かどうかという視点も必要になってくるので、それを事案ごとにわかるように裁判所のユーチューブチャンネルを利用して広報したらどうか。
- 町内会の会合等で調停制度の説明をしてもらえば、身近に感じてもらえるのではないかと思った。
- 相談者に裁判所のホームページの手続説明を見せて、申立書のダウンロードを教えると、自分で申立てをする方もいるので、もっとアピールする必要がある。
- 弁護士会では、若い弁護士は調停制度になじみがないことから、司法修習の際に紛争解決手段として調停を教育する必要があるのではないかという話が出ている。
- ◎ 今後は、SNS等の利用を含めて、必要な人に情報が届くように努めていきたい。

3 関係機関との連携について

- 利用者にとっては、事案ごとに訴訟、調停又はADRのどれが紛争解決に向いているのかコーディネートできる、関係機関が連携した1つの窓口ができれば利用しやすくなるのではないかと思った。また、手続のミスマッチがあるとすれば、提訴する際に、調停に向いている事案であれば、調停に誘導することもい

いのではないかとも思った。

- ◎ 提訴後、調停による解決が向いていると裁判官が判断すれば、制度上調停に付する手続がある。
- 当職が所属する機関が主催する会合で会員にパンフレットを配ることはできる。
- 当職の所属する機関の相談窓口では、最近では、調停ではなく他の機関を紹介することが多くなっている。特に、相談者は高齢者が多く、自分で調停申立書を書くことが難しいことから、調停を紹介しなくなったと聞いている。
ケースごとにどういった事案が調停になじむのか相談窓口の勉強会の際に教示してもらえれば調停への紹介につながると思う。

4 その他

- 弁護士のいる当事者とそうでない当事者との間の調停において、どのような配慮をしているか。
- △ 弁護士のいない当事者の場合、自分の言いたいことをうまく整理して主張することが難しいことが多いことから、話をよく聞いて、主張したいことを整理したり、また、主張に漏れがないかといったことを気を付けている。

5 まとめ

- ◎ 本日は、相談窓口や裁判所の手続選択のほか、広報について貴重な御意見をいただいた。調停委員の生の声を知っていただくことも一つの方法であることや調停になじむと思われる紛争のケースを発信し、調停も手続の選択肢に加えていただくことが必要であると思った。